

令和7年2月

改正雇用保険制度説明会

電子申請の利用方法

京都労働局

職業安定部職業安定課

雇用保険電子申請事務センター

電子申請とは

従来書面で行っていた手続
をウェブページ上で行うもの



国が運営する
電子申請システム

e-Tax

税金申告、納税
(国税庁)

その他

「登記・供託オンライン
申請システム」(法務省)
「インターネット出願」
(特許庁)
「電波利用電子申請・届出
システム」(総務省)
...etc.

e-Gov

運営:デジタル庁

社会・労働・雇用保険
...etc.

e-Gov電子申請の流れ

事前準備

各種届出
の入力



申請者

各行政機関へ届出を振り分け

年金事務所

社会保険手続



雇用保険手続

ハローワーク※



・公文書ダウンロード
(pdfファイル)

通知

審査終了
公文書登録

2

※京都府内における雇用保険電子申請事務処理(設置届など一部を除く。)は
平成26年10月1日以降より「京都労働局雇用保険電子申請事務センター」で集中して行っています。

電子申請によるメリットは？

いつでも手続きが可能！！

土日祝日
年末年始
朝昼晩

申請

e-Govが
受付

窓口の開庁時間を
気にしなくてもOK！

経費や時間のコスト削減に！！

交通費
不要

移動時間
不要

待ち時間
不要

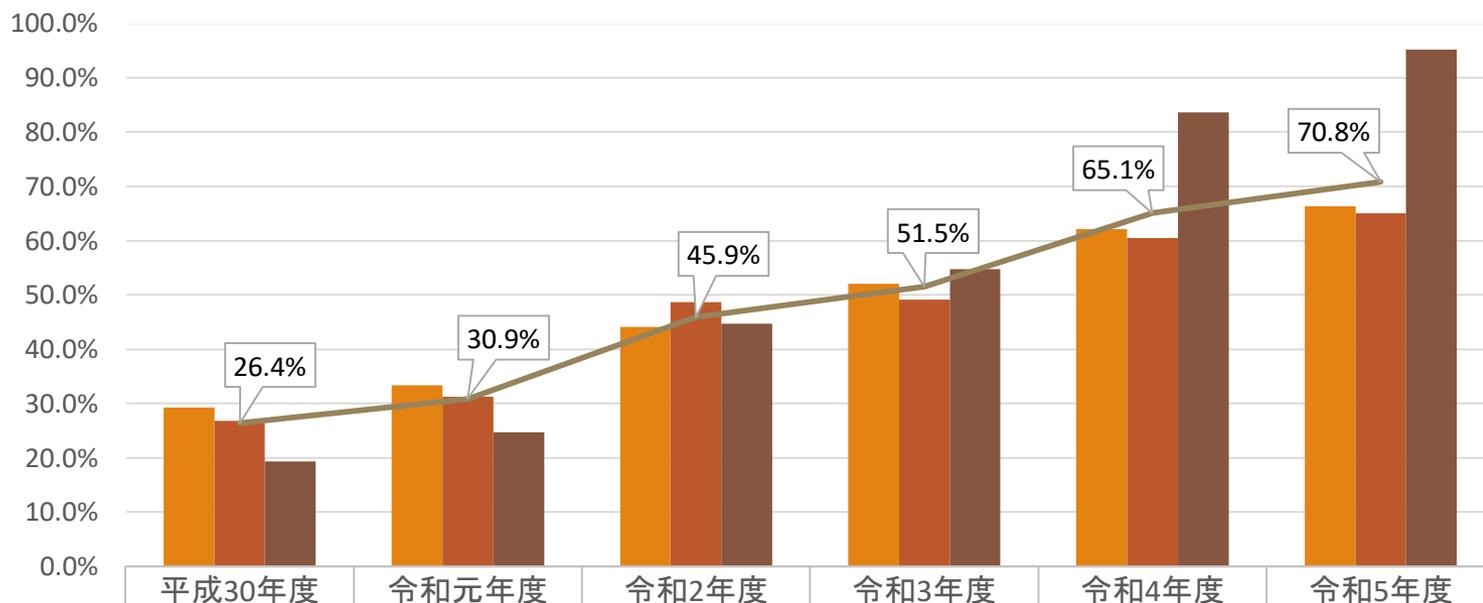
手続きに要した時間を
有効に使える！

どこからでも手続きが可能！！

使用環境が整ったパソコンとオンライン環境があれば
どこからでも申請可能！

電子申請に係る状況

雇用保険3手続 電子申請率の推移 (京都労働局)



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資格取得	29.3%	33.4%	44.1%	52.0%	62.1%	66.3%
資格喪失	26.8%	31.3%	48.7%	49.1%	60.5%	65.0%
高齢継続	19.3%	24.7%	44.7%	54.7%	83.6%	95.2%
全体	26.4%	30.9%	45.9%	51.5%	65.1%	70.8%

事前準備について

1 電子証明書の取得又は、 GビズIDの取得

2 パソコンの環境設定

- ・OS: Windows11、Windows10(64bit)、macOS12以降
- ・ブラウザ: Google Chrome、Microsoft Edge、Firefox、Safari
- ・アプリケーションのインストール: e-Gov電子申請アプリケーション

★ オススメのパンフレット

デジタル庁作成の「e-Gov初心者ガイド(全編)」に事前準備に係る詳細が記載されています。

e-Gov初心者ガイド

検索

https://shinsei.e-gov.go.jp/sites/default/files/filebrowser/e-gov/doc/preparation/beginner/beginner_all.pdf

その1 「電子証明書の取得」

まずは電子証明書の入手が必要です。

電子証明書は電子で届け出る書類の記名・押印や署名を電子的に証明するものです。

(電子的に記名押印や署名する行為を電子署名と呼びます。)



電子証明書は各認証局で発行されています。



「認証局のご案内 - e-Gov電子申請」に認証局の一覧があります。

「電子証明書の費用・種類」

電子証明書の取得形式

- 1 ICカード形式
(ICカードを読み込むためのカードリーダーが必要です。)
- 2 ファイルのダウンロード形式
- 3 その他 (CD-Rom、USB、サーバ形式)



ICカードリーダー

電子証明書の費用・使用可能な期間

証明書の費用や使用可能な証明期間は認証局が発行する電子証明内容によって様々です。以下例を参照願います。

認証局	証明期間	1年あたりの費用	特徴
電子認証登記所	3～27ヵ月	4,300円	法務局（商業登記に基づく認証）
認証局	25～58ヵ月	16,500円	電子入札可能
公的個人認証サービス	5年	0円	マイナンバーカード

電子証明書の取得

詳細は各認証局へお問合せ下さい

e-Govで利用可能な電子証明書と主要手続一覧

令和3年6月7日現在

番号	認証局(電子証明書発行機関)	証明書の発行対象者	「e-Gov電子申請サービス」で受付けている手続					照会先(URL)			
			厚生労働省に対して申請・届出を行うもの								
			社会保険関係手続		雇用保険関係手続	労働保険関係手続	その他の届出等(主なものを抜粋)				
			「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」、「健康保険・厚生年金保険被保険者異動届」など	「年金加入記録照会・年金見込額試算」	「雇用保険被保険者資格取得届」、「雇用保険高年齢雇用継続給付の申請」など	「労働保険原簿・増加原簿・確定保険料申告書」など	「高年齢者雇用状況等報告」	「障害者雇用状況報告」	「健康保険組合の事業状況の報告」		
1	両業登記に基づく電子認証制度(電子認証登記所)	法人	○	×	○	○	○	○	○	○	http://www.mof.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/index.html 法人認証サービス(日本電子認証株式会社) http://www.ninsho.co.jp/hojn/index.html
2	ACSIGNサービス(日本電子認証株式会社)	法人、個人	○	○(個人のみ)	○	○	○	○	○	○	http://www.ninsho.co.jp/acsign/
3	TOPIX電子入札対応電子証明書発行サービス(東北電力グループ株式会社・インクス)	法人	○	×	○	○	○	○	○	○	http://www.tokyo-net/sba/info.html
4	TDB 電子認証局サービス TypeA(株式会社帝国データバンク)	法人、個人	○	○(個人のみ)	○	○	○	○	○	○	当該手続については、電子証明書は不要です。なお、当該届出を行う際には、予め当該行政機関から振り出されているID・パスワードが必要となります。 http://www.tdb.co.jp/typeA/
5	セコムパスポート for G-IDサービス(セコムトラストシステムズ株式会社)	法人、個人、社会保険労務士等士業者	○(個人・法人・社会保険労務士)	○(個人・社会保険労務士)	○(個人・法人・社会保険労務士)	○(個人・法人・社会保険労務士)	○(個人・法人・社会保険労務士)	○(個人・法人・社会保険労務士)	○(個人・法人・社会保険労務士)	○(個人・法人・社会保険労務士)	http://www.secomtrust.net/sar/ssa/ninsho/forid.html
6	DIACERTサービスに係る認証局 DIACERT-PLUSサービスに係る認証局 (三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社)	法人、個人	○	○(個人のみ)	○	○	○	○	○	○	http://www.diacert.jp/ http://www.diacert.jp/pls/
7	公的個人認証サービス(地方公共団体)	個人	○	○(個人のみ)	○	○	○	○	○	○	http://www.kaid.go.jp/
8	e-Probatio PS2サービスに係る認証局 (NTTビジネスソリューションズ株式会社)	法人、個人	○	○(個人のみ)	○	○	○	○	○	○	http://www.e-probatio.com/ps2/about/index.html

(注)1 電子証明書の取得を希望される方は、ご利用になる手続の所管府省及び電子証明書を発行する機関(認証局)に利用可能な証明書を確認されることをお勧めします。
 2 電子証明書がICカードに搭載されている場合には、ICカードリーダー(ICカード内のデータをパソコンに読み込むための装置)が必要になる場合があります。

・マイナンバーカードも電子証明書として利用可能です！

電子証明書に係る緩和策

緩和策1 「法人の事業主でも個人の電子証明書使用が可能に」

平成27年1月1日より法人としての電子証明書を取得していない事業主の場合、事業主個人の電子証明書で申請が可能となりました。

緩和策2 「事業主以外の電子証明書の使用が可能に」

平成27年7月1日より事業主個人の電子証明書を利用せず、事業主が指定した方(同一企業内に属する方)個人の電子証明書でも申請が可能となりました。

代表者



職員A



「事業主が指定する者に係る電子証明書の利用届」
に職員Aの電子証明書を使用することを代表者が証明する。

利用届の画像データを申請の都度、添付すれば
職員Aの電子証明書でOK！



2回目以降の申請時も
同一のデータを添付

その2 「GビズIDの取得」

GビズIDとは？ 1つのアカウントにより複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

アカウントの種類

電子申請には、「GビズIDプライム」のアカウントが必要です。

アカウント種別	発行方法	発行期間	ログイン方法
GビズIDエントリー	審査を行わずオンラインで発行	即日	ID/パスワードを用いた一要素認証
GビズIDプライム	マイナンバーとスマートフォンを用いたオンライン審査を行い発行	最短即日	ID/パスワードに加え、所有物認証による二要素認証
	印鑑証明書や申請書を郵送した書類を用いて審査を行い発行	原則 2 週間以内	
GビズIDメンバー	(組織の従業員専用として) GビズIDプライムまたはADMIN権限を持つGビズIDメンバーが申請し、利用者が承諾することで発行	—	ID/パスワードに加え、所有物認証による二要素認証

アカウント登録に必要なもの

アカウント種別	メールアドレス (アカウントID)	操作端末 (パソコン)	プリンター	印鑑証明書 と 登録申請書	マイナンバー カード	スマートフォン もしくは 携帯電話
GビズIDエントリー	○	○	×	×	×	×
GビズIDプライム	○	○	○ ※書類郵送 申請のみ	○ ※書類郵送 申請のみ	○ ※オンライン 申請のみ	○ ※オンライン申請は GビズIDアプリ必須
GビズIDメンバー	○	○	×	×	○ ※Admin権限 利用者のみ	○

※GビズIDのアカウントは無料で取得できます。
登録方法の詳細は、GビズIDホームページをご確認ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

※GビズIDを取得する場合、e-Govアカウントの登録は不要です。

e-Gov電子申請システムの入力マニュアルについて

e-Gov電子申請ウェブページ内で各マニュアルをダウンロードすることが可能です。

e-Govから電子申請ができる手順のうち、事業主の方が繰り返し申請する手順を中心に、主な手順の電子申請を例にした利用マニュアルを掲載しております。一覧より、目的に合ったマニュアルをご利用下さい。

厚生労働省 電子申請利用マニュアル

検索

<https://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

労働者（離職者）の署名は？

労働者（離職者）の署名が必要な手続きと方法は？

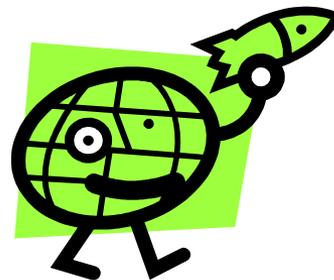
- ・「雇用保険被保険者離職証明書」
- ・「雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書」など

①作成した届出に
電子署名を求める。

労働者に電子署名
させない場合

①所定の用紙に
署名を求める。

手
続
担
当
者



（労働者）
（離職者）

③署名済の
用紙を添付。

②用紙に署名し
手続担当者へ。

労働者に電子署名
させない場合

②電子署名し
手続担当者へ送
信。

労働者（離職者）の署名は？

雇用保険被保険者離職証明書

雇用継続給付金（高齢・育児・介護）

▼離職証明書⑮欄⑯欄の 離職者の確認署名

▼離職者から署名が 取れない場合の疎明書

▼賃金月額証明書の署名

離職証明書の記載内容に関する確認書

令和 年 月 日

○事業所名称 _____

○事業所所在地 _____

○事業主氏名 _____

私は、上記事業主が提出する離職証明書の記載内容について、下記のとおり確認しました。

記

1 離職証明書の記載内容のうち、離職理由欄以外の記載内容については、事実と相違ないことを認めます。

2 事業主が記入した離職理由については、次のとおりです。
異議あり _____ 異議なし _____

○離職年月日 令和 年 月 日

○離職者住所 _____

○離職者氏名 _____ 印

○雇用保険被保険者番号 [] - [] - [] _____ 以上

被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について
(事業主の疎明書)

令和 年 月 日

○離職年月日 令和 年 月 日

○離職者住所 _____

○離職者氏名 _____

○雇用保険被保険者番号 [] - [] - [] _____

(離職証明書の記載内容について離職者本人の確認を得られない理由)
※具体的に記入すること。

私は、上記の離職者に係る雇用保険被保険者資格喪失届に添付する離職証明書の記載内容について、上記の理由から、離職者本人の確認を得られませんでした。
今後は、離職証明書の記載内容について、離職者本人の確認を得られるよう努めます。

以上

○事業所名称 _____

○事業所所在地 _____

○事業主氏名 _____ 印

記載内容に関する確認書
申請等に関する同意書
(高年齢雇用継続給付用)

令和 年 月 日

私は、下記の事業主が行う

記

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出について同意します。

高年齢雇用継続給付の受給資格の確認の申請について同意します。

雇用保険法施行規則第101条の5・第101条の7の規定による高年齢雇用継続給付の支給申請について同意します（今回の申請に続く今後行う支給申請を含む）。

(該当する項目にチェック。複数項目にチェック可)

※ 本同意書の保存期間は、雇用保険法施行規則第143条の規定により本継続給付に係る完結の日から4年間とします。

事業所名称 _____

事業主氏名 _____

被保険者番号 _____

被保険者氏名 _____ 印

以上

これらの参考様式のひな形は厚生労働省ホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/index.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150982_00001.html

各方式の概要

1. 直接入力方式

e-Govの画面に申請情報を入力して1件ずつ申請を行う基本的な方式です。

2. 連記式・CSVファイル添付方式(社会保険・一部雇用保険関係手続きのみ)

日本年金機構が配付(無料)している届書作成プログラムを利用して、電子媒体届書ファイルを作成し、e-Govで申請を行う際にその届書を添付ファイルとして設定します。

一件の手続きを行う際に、複数人の対象者を一度に設定手続することができます。

3. API利用方式

外部の事業者が作成したソフトウェア(有料)を利用して、直接申請を行う方式です(e-Gov電子申請のための利用環境制約がありません)。当該ソフトウェアが提供する画面や機能を利用してオンライン申請を行うことが可能です。複数件の手続を一度にできます

※利用環境・準備は、各ソフトウェアに沿ったものをご用意ください。

※詳細は、開発・提供元へお問い合わせください。

複数名を簡単に手続する方法は？

連記式と呼ばれる手続きがあります。

給与計算・管理ソフトを導入されていて、そのソフトに雇用保険手続をCSVファイルで書き出す機能がある場合、複数名同時申請が簡単になります。

このような給与計算・管理ソフトがなくとも

「届出書作成プログラム」をインストールすれば同様の申請が可能になります。

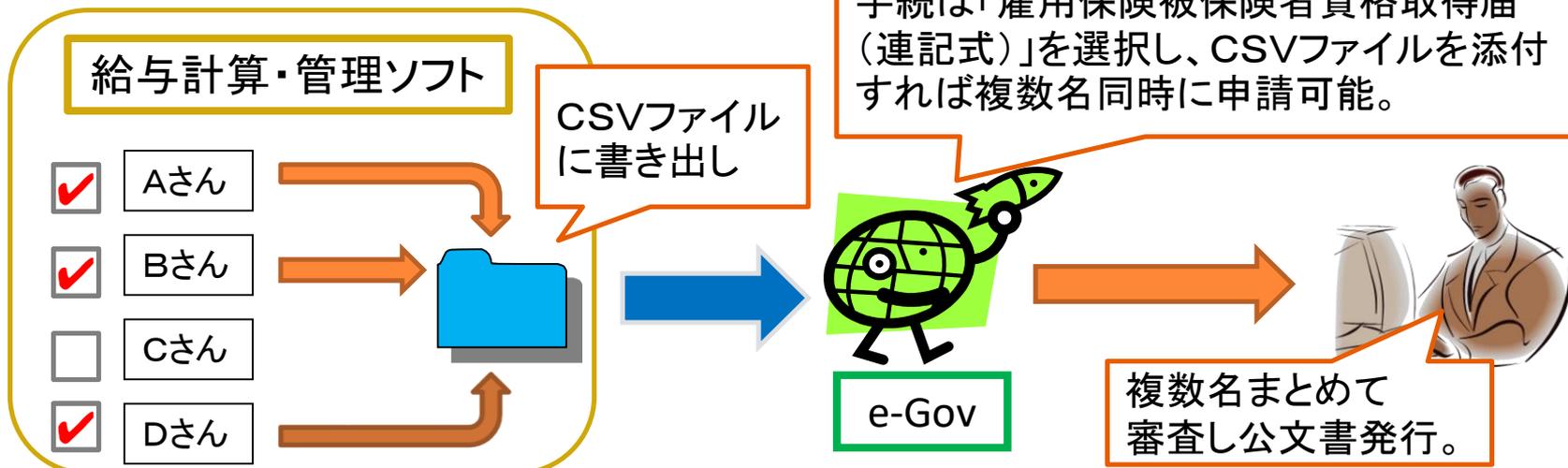
* プログラム交付元: 日本年金機構

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

連記式が可能な雇用保険手続

- ・雇用保険被保険者資格取得届
- ・雇用保険被保険者資格喪失届
(離職票の交付希望有も)
- ・雇用保険被保険者転勤届

例 雇用保険被保険者資格取得届(連記式)



よくある御質問について

電子申請をして事業主控等の公文書は何日ぐらいで届くのか。

当センターでは原則、到達順に、審査・交付を行っております。
ただし、以下の場合には交付に時間を要することがあります。

①申請者へ確認を要する届出

②繁忙期や月初等の申請が集中する時期

(e-Govから雇用保険電子申請審査システムに到着するまで時間を要することがあります。)

※当センター開庁時間 年末年始を除く平日 8:30~17:15

交付される公文書(PDF形式)は印刷する必要があるか。

磁気媒体(PDF形式)のまま保管いただいても結構です。

労働者の方に被保険者控を磁気媒体のまま交付することも可能です。

なお、離職者本人が失業給付手続時に持参する離職票はA4サイズ(A3も可)の紙媒体が必要となります。(用紙は日頃使用されている汎用紙で問題ありません。)

よくある御質問について

e-Govシステムの利用方法を詳しく知りたいが問合せ先はどこか。

「e-Gov利用者サポートデスク」が問合せ先となります。

上記センターではe-Gov電子申請システムのPCのセットアップ方法や、e-Gov電子申請システムによる申請手順などに関するお問い合わせを受け付けています。(雇用保険制度自体に関するお問い合わせは上記センターでは受け付けていませんのでご注意ください。)

電話番号 050-3786-2225

受付時間 【4月・6月・7月】 平日 AM9:00～PM7:00

土日、祝日 AM9:00～PM5:00

【5月・8月～3月】 平日 AM9:00～PM5:00

※土日、祝日、年末年始(12月30日～1月3日)は受付休止

京都労働局雇用保険電子申請事務センター

住所 〒600-8841
京都市下京区朱雀正会町1

連絡先 TEL:075-280-8660

開庁日 土日祝、年末年始を除く平日
開庁時間 8:30～17:15

本資料作成日:令和6年12月3日(更新)

※画像、記述については作成日時点でのものです。

e-Govシステム改修により本資料内容より変更される場合がありますのでご注意ください。